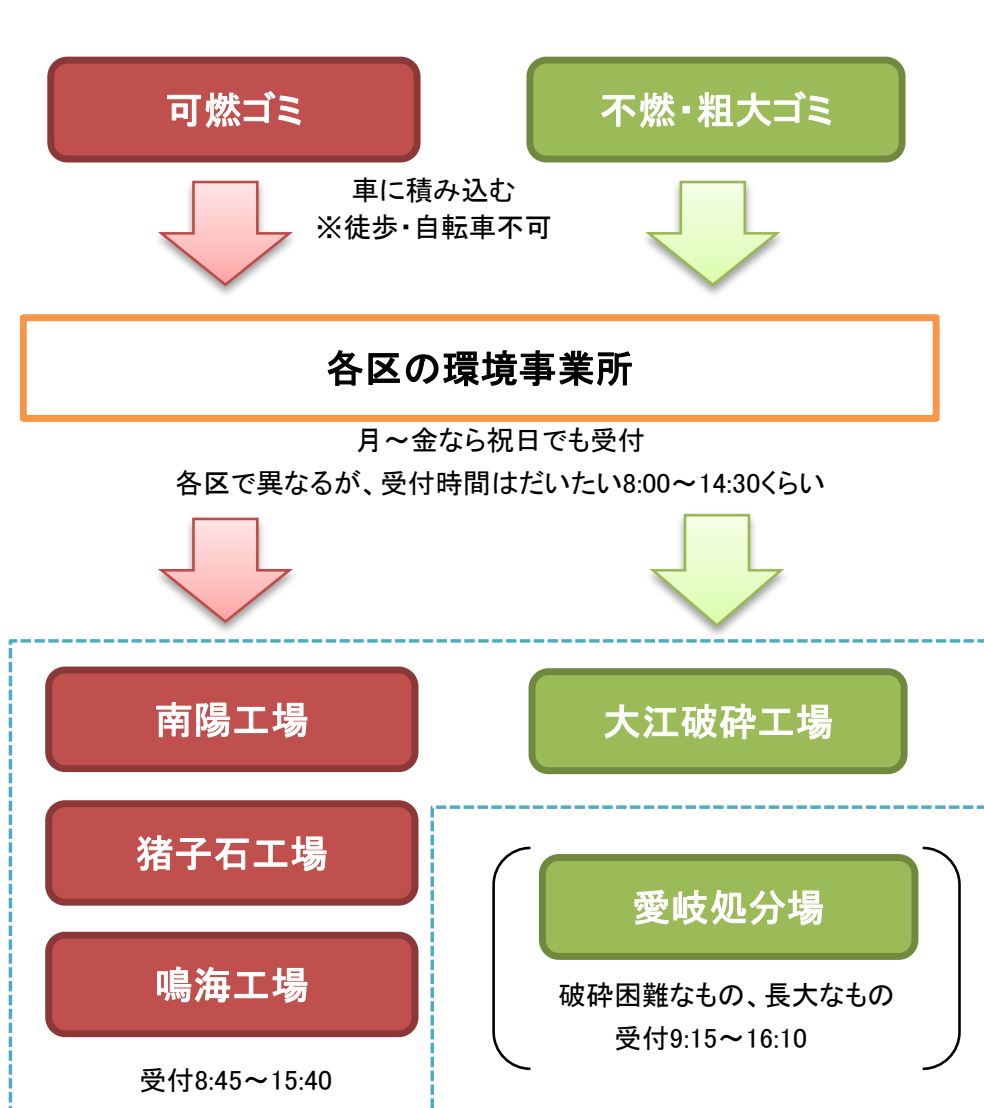


名古屋市でゴミを処理施設へ自己搬入する



搬入できないもの

- 発火の恐れがあるもの
(スプレー缶、ライター、充電式電池等)
- 水銀血圧計
- 資源化可能なもの(資源ごみ)
- 家電リサイクル法対象品目
(エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- パソコン
- 産業廃棄物
- ガスボンベ
- 消火器
- 自動車用タイヤ、ホイールなど
- 自動車用バッテリーなど
- 市の処理施設を損なう恐れのあるもの
(爆発物、劇薬等)

その他詳しくは環境事業所にご確認ください。

※いずれの工場も昼休憩あり

<http://haresan.nagoya/>